

岡山連携中枢都市圏食品製造業見本市共同出展業務委託仕様書（案）

本仕様書は、岡山市（以下「委託者」という。）が発注する岡山連携中枢都市圏食品製造業見本市共同出展業務委託（以下「本業務」という。）を受注する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託名

岡山連携中枢都市圏食品製造業見本市共同出展業務委託

2 業務の背景・目的

委託者、総社市、瀬戸内市及び真庭市（以下「4市」という。）が、それぞれ市内食品製造業者を募り、大阪で開催される食品製造業見本市「FOOD STYLE JAPAN 2027〈関西〉」（以下「本見本市」という。）に岡山連携中枢都市圏として共同出展することにより、圏域内中小企業の販路拡大を支援するもの。

3 履行場所

大阪府内及び4市内他

4 履行期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

5 共同出展する見本市の概要

名称	FOOD STYLE JAPAN 2027〈関西〉 https://foodstyle.jp/kansai/index.php
会期	令和9年1月27日（水）～28日（木）10:00～17:00 （最終日は16:00まで）
会場	インテックス大阪（大阪府大阪市住之江区南港北 1丁目5-102）
特徴	関西最大級の業界横断型の展示会で、外食（居酒屋 他）、中食（弁当チェーン 他）、小売（スーパーマーケット 他）など様々な業界のバイヤーが来場。 来場者の84.8%が近畿地方からの来場で、効率的に近畿エリアへの営業が可能。
規模	前回（FOOD STYLE JAPAN 2026〈関西〉）実績 出展953社・団体、来場者24,487人
小間料	1小間あたり297,000円（税込み） 角小間オプション（4面開放）88,000円（税込み）
小間仕様	1小間あたり3.0m（間口）×3.0m（奥行）×2.7m（高さ）

6 出展内容

名称	岡山連携中枢都市圏
本事業における構成圏域	岡山市、総社市、瀬戸内市、真庭市
申し込み小間数	8 小間（4 市の申込小間数の合計）
出展企業数（予定）	14 社（岡山市 7 社、総社市 2 社、瀬戸内市 3 社、真庭市 2 社の合計）

※共同出展企業の募集は 4 市それぞれで実施。

7 業務内容

本見本市に岡山連携中都市圏として 4 市共同ブースを出展することに伴う、各種事務手続き、共同出展する企業（以下「共同出展企業」という。）の出展サポート、ブースの装飾・設営・撤去、会期中のブースの運営・管理、共同出展企業の商談件数増加・成約率向上のためのサポートに関する以下の業務（仕様書別紙 1「業務概略図」を参照）。

（1）出展手続き・サポート業務

見本市の出展に不慣れな企業の負担を軽減し、円滑に本見本市に出展できるよう、各種事務手続きや共同出展企業のサポートを行うこと。

ア 共同出展企業を代表して、本見本市に 4 市共同ブースを出展するために必要な手続きを行うこと（主催者及び共同出展企業との連絡調整・交渉を含む）。なお、共同出展企業が主催者又は主催者が指定する者に、直接資料提出等を行う手続きであっても、適宜サポートを行うこと。

イ 「事前アポイント個別商談会」をはじめとした主催が行う各種イベントに、希望する共同出展企業が参加できるように、イベント開始や申込締め切り前のタイミングでアナウンスをするとともに、適宜参加申込に向けたサポートを行うこと。

ウ 主催者が令和 8 年 11 月上旬に開催を予定している出展社説明会に出席し、出展に係る内容を把握し、必要な手続きを行うこと。

エ 出展社説明会の内容を踏まえて、共同出展企業向け説明会を開催し、4 市共同ブースの装飾やレイアウト、物品の搬入、見本市会期中のブース運営・管理等に関する必要な説明を行うこと。

オ 出展料 2,464,000 円【スペース小間 297,000×8 小間（税込み）＋角小間 22,000×4（税込み）】は、本委託料に含むものとする。

（2）4 市共同ブースの装飾・設営、運営・管理

岡山連携中枢都市圏の 4 市共同ブースについて、高い集客力が期待できる装飾・設営を行うとともに、見本市会期中のブースの運営・管理を行うこと。

ア 以下の表の内容をベースに高い集客力が期待でき、商談しやすい 4 市共同ブースを提案すること。

イ 4 市共同ブースの装飾・設営を行い、会期終了後の撤去・清掃までを完遂すること。

ウ 4 市共同ブースの装飾・設備等について、共同出展企業から個別の追加要望（展

示棚の変更、什器のレンタル等)があった場合、調整・手配・設営等の対応を行うこと。なお、追加要望に係る費用については、追加要望を行った共同出展企業が負担をすることとする。

エ 共同出展企業が搬入等の事前準備を円滑に行えるよう、相談対応・連絡調整等のサポートを行うこと。

オ 見本市会期中の4市共同ブースの運営・管理を行うこと。

カ 電気の一次側幹線工事・二次配線工事、水道工事、会期中の電気使用料、水道使用料、廃棄物処分費等は、本業務及び本委託料に含むものとし、受託者の責任において対応すること。

全体装飾	岡山連携中枢都市圏をアピールできるインパクトのあるデザインにすること。また共同出展企業の連帯感を創出するデザインにすること。
全体サイン	遠方からでも十分視認できる目立つデザイン及びサイズにすること。
社名板	共同出展企業1社につき1枚以上。
展示スペース (共同出展企業14社分)	共同出展企業に均等に配分されていること。
インフォメーションスペース	A4サイズのパンフレット3種類程度が設置できる広さ。※展示スペースを優先し、必要最小限度の広さとする。
ストックヤード	各共同出展企業の保管物をストックできること。 共同出展企業の展示物に応じて、共同で使える冷蔵庫、冷凍庫、シンク、調理台等を必要十分な量設置すること。
コンセント(電源)	共同出展企業1社につき1箇所、委託者分1箇所を用意すること。設置箇所については別途指示。
照明(スポットライト等)	製品等が遠方からでも視認できること。
カーペット	装飾と一体感のあるものとする。

(3) 商談件数増加・成約率向上のためのサポート

出展前・会期中・出展後の各フェーズにおいて、共同出展企業の商談件数の増加、成約率の向上につながるような支援を行うこと。

ア 【出展前における支援】共同出展企業が、商品のブラッシュアップ、効果的な商品の展示、来場者へのアピール、出展後の来場者へのフォロー等を行えるように、対面での事前対策セミナーを1回以上、個別面談を各社1回以上行くとともに、共同出展企業からの相談・要望等に対して助言を行うこと。

イ 【会期中における支援】出展企業を紹介するブースパンフレット(A3二つ折りの両面カラー印刷)を1,000部作成し、会期当日に会場で配布することで、ブースへの来場者の誘引を図ること。

- ウ 【出展後における支援】 会期中の商談状況を調査し、これに基づいて、会期から1か月以内を目途に、成約率向上に向けたアフターフォローとして個別面談を各社1回行うこと。なお、これらの内容については委託者にも報告すること（例：商談状況調査の結果概要、調査結果の写し、共同出展企業ごとの当日の来場企業数、商談結果（商談成立、見積依頼）等）。
- エ その他受託者のノウハウ、ネットワーク等を活かした、共同出展企業の商談件数・成約率の更なる向上が期待できる取組があれば、追加で提案を行うこと。
※具体的な内容については、契約締結後委託者と協議し決定する。

（４）プロジェクト管理

- ア 受託者は、委託者の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また、本業務の目的や委託者の要求するサービス水準を達成できるように、すべての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、委託者が見落としがちな要件の指摘、課題・問題点の早期発見と解決策の検討、委託者への迅速な状況報告等）を徹底すること。
- イ プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバリプランを提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。
- ウ 個別面談や共同出展企業からの相談・要望等に対する助言を行った場合は、受託者は速やかに議事録を作成し、委託者に提出すること。
- エ 本業務を適切かつ円滑に実施するため、月1回以上、委託者との会議を行うこととする。会議終了後、受託者は速やかに打合せ記録を作成し、委託者に提出すること。なお、実施方法については、オンライン形式も可能とする。

8 資料の取扱い

共同出展企業向けに作成した資料がある場合は、各共同出展企業がその資料を有効活用できるように資料提供すること。

9 成果品

受託者は、以下の成果品を以下方法で委託者へ提出すること。

（１）提出物

- ア 委託業務報告書
本業務に関する内容、実績、効果、検証を盛り込むこと。
- イ その他提案事項にかかる書類・必要な書類

（２）提出方法

- ア 冊子 1 部

報告書の冊子は日本産業規格 A 4 判で簡易製本、画像・図面等は適宜カラー印刷とする。

イ 電子データ

電子データは、MS ワード等で作成した文書ファイルで委託者が再利用できるもの及び PDF ファイルとすること。

10 秘密の保持等

受託者は、本業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

受託者は、業務を通じて得た個人情報保護の取り扱いについては、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を結ぶものとする。

11 その他

委託者が提供する資料等は、その管理に万全を期すとともに、本業務を遂行する以外の目的で使用してはならない。

受託者は、業務の着手前及び業務中には委託者と十分な協議を行うこと。

この仕様書に定める事項及び明記のない事項について、疑義が生じた場合は双方協議し明確にするものとする。